

岡山県立岡山朝日高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定 平成27年4月改訂 平成29年4月改訂 平成30年4月改訂 平成31年4月改訂 令和2年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校は同一中学校から100名近くが入学する現状があり、入学当初からその中学での人間関係が本校の人間関係に大きく影響を与えている。人数の多い中学校の意見がクラスの大勢を占めるようなことがあり、少数しか進学していない中学校の入学生がなかなか馴染めないことがある。
- ・本校では、入学時期や新クラスの人間関係が定まっていなかった時期や朝日祭など意見の相違や葛藤が生じる時期に、人間関係のトラブルを抱える生徒が多い。また、ほとんどの生徒がラインを利用しており、保護者の指導・監督もなかなか及んでいない現状がある。
- ・本校ではピアサポート活動に取り組んでおり、生徒同士で互いに支援する雰囲気がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめ問題対策委員会」を中核に、学校全体で組織的な対応を行い、実効のないいじめ問題の解決を図る。
 - ・いじめの未然防止のために、生徒の主体的な活動を進め、「自重互敬」の精神の涵養とあたたかく受容的な学校風土の形成を推進する。
 - ・いじめの早期発見のために、生徒の実態を把握し、教職員間でその情報の共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・ラインやネットの功罪やいじめが処罰されるべき法令違反を含むことを伝える集会や講演会を実施する。
 - ・生徒が主体的に活動でき、他者に配慮しながら自らが高められるような活動の場(朝日祭、1日HR、部活動など)を充実させる。
 - ・ピアサポート活動を更に推進する。
 - ・「いじめ問題・悩みに関する調査」を実施し、結果を分析・共有する。
 - ・生徒面談、教育相談室、スクールカウンセラーによる相談、学校医による「こころの健康相談」等の相談体制を活用する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解と協力が得られるようにする。
- ・地域の懇談会に出席して、生徒の校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼する。
- ・保護者会等で、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発に努める。
- ・「生徒課便り」や「教育相談課便り」等で、生徒の現況や多様なものの見方を伝えるとともに、いじめ問題等の相談窓口やカウンセラーの来校予定等を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ問題対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。
- ・対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催、問題発生時。
- ・対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・職員会議・学年会議等で全教職員に周知。緊急の場合は臨時職員会議を開くなどして伝達。
- ・構成メンバー>
- 副校長・教頭、(主幹教諭)、生徒課長、教育相談課長、教務課長、学年主任、養護教諭、(校医(精神科医))

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・岡山県教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。
- <学校側の窓口>
- ・副校長・教頭

- <連携機関名>
- ・岡山県中央警察署
- <連携の内容>
- ・防犯教室の実施。
- ・定期的な連絡会議の開催。
- <学校側の窓口>
- ・生徒課長

学校が実施する取組

| | | |
|----------|--|---|
| いじめの未然防止 | ① | (教員研修) ・教職員の適切な指導に資するために、生徒の現況や地域や警察署からの情報の伝達研修会、外部講師によるネットに関わるいじめについての研修会を実施する。 |
| | 早期発見 | (生徒会活動・学校行事) ・学校行事(朝日祭、1日HR、富士登山、百人一首大会、スキー合宿、修学旅行等)や部活動において、生徒自らが学校に対して愛着を持ち、他者を尊重するとともに自己有用感が感じられるような活動の場を確保し、充実させる。 |
| | | (居場所づくり) ・ピア・サポート活動をととして、生徒の社会性・自尊感情・自己管理能力の向上を図り、不登校やいじめが生じにくい温かな学校風土の形成を推進する。 |
| いじめへの対処 | (情報モラル教育) ・教科「情報」で、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルについて扱うとともに、外部講師を招いて生徒指導や人権教育の観点も含めた講演会を実施する。 | |
| | ② | (定期的な調査の実施) ・生徒に「いじめ問題・悩みに関する調査」を実施するとともに、年3回の生徒個別面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・1年生に対してhyper-Quを実施し、いじめの発生や深刻化の予防に活用するとともに、学級集団としての成熟状態をみる。 |
| | (相談体制の活用) ・相談担当の教職員を生徒と保護者に周知し、年14回のスクールカウンセラーによる相談・年4回の学校医による「こころの健康相談」を有効に活用するとともに、生徒の変化をいち早くとらえられるように、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるようなHRづくり等に留意する。 ・「STANDBY」を活用した匿名によるいじめ等の相談体制を構築することで、いじめの早期発見を図る。 | |
| いじめへの対処 | (情報共有) ・対策委員会による定期的な情報交換に加え、気になる生徒の変化や行為があった場合には、担任会や保健室や教育相談室を交えた関係教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を確立しておく。 | |
| | (家庭への啓発) ・「いじめ問題・悩みに関する調査」結果の概要を『教育相談課便り』で報告することにより、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 | |
| | ③ | (いじめの実態の把握) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、実態調査からその可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの実態の把握を複数の教員で行う。 ・「STANDBY」を活用した匿名によるいじめ等の報告体制を構築することで、いじめの早期対応を図る。 |
| いじめへの対処 | (いじめへの組織的対応) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒課長は「いじめ問題対策委員会」を開催する。生徒課長が不在の場合は副課長が招集し、組織的に対応する。 | |
| | (いじめられた生徒とその保護者への支援) ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対してどのような支援が可能か、当該生徒の希望や人間関係を考慮して具体的な支援を長期的な視点に立つて行う。 | |
| | (いじめた生徒への指導とその保護者への助言) ・いじめた生徒に対しては、人として絶対に許されない行為であり、また関係する法令に抵触することや相手の心身に悪影響を及ぼすことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう長期的な視点に立つて、心のケアを中心とした特別な指導を行う。 ・保護者に対する継続的な助言が行えるよう、成長支援の観点から、いじめた生徒が抱える問題等を解決するための具体的な対応方針を決める。 | |